

税優遇制度と融資制度

地域再生法に基づく税優遇

本社機能の移転や拡充に係る整備計画を和歌山県に申請し認定を受け下記の条件を満たした場合、税の軽減措置を受けることができます。

計画名：和歌山県地方活力向上地域特定業務施設整備促進プロジェクト

対象区域	橋本市において、「移転型事業(*1)」「拡充型事業(*2)」の対象として認定した区域
	「移転型事業(*1)」・・・東京23区にある本社機能を対象区域に移転し「特定業務施設(*3)」を整備する事業
	「拡充型事業(*2)」・・・東京23区以外にある本社機能を対象区域に移転し特定業務施設を整備する事業 または和歌山県内にある本社機能を拡充する事業
	「特定業務施設(*3)」・・・「調査・企画部門」「情報処理部門」「研究開発部門」「国際事業部門」「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所、または全社的な役割を担う研修所、研究所

要件	i. 和歌山県の地域再生計画に適合すること
	①特定業務施設の整備が県の計画に記載する区域内で行われること ②整備される施設が特定業務施設であること
	ii. 特定業務施設において常時雇用する従業員が5人（中小企業は2人）以上増加すること (移転型事業の場合は、過半数が東京23区からの移転であること等の要件あり)

国 税			
法人税・所得税			
オフィス減税		雇用促進税制	
移転型	拡充型	移転型	拡充型
オフィスに係る建物等の取得価格に対し、税額控除7%または特別償却25%	オフィスに係る建物等の取得価格に対し、税額控除4%または特別償却15%	①増加雇用者1人あたり最大50万円を税額控除 ②①に加え増加雇用者1人あたり40万円の税額控除を追加(上乗せ措置)	増加雇用者1人あたり最大30万円を税額控除
対象事業 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って行う事業 適用要件 特定建物等を取得し、事業の用に供すること ※特定建物等：事務所・研究所・研修所の建物、建物附属設備、構築物で、取得価格の合計額が2,000万円以上 (中小企業者の場合は1,000万円以上) 限度額 税額控除を活用する場合、当期法人税額等の20%		対象事業 認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って行う事業 適用要件 特定業務施設の雇用者増加数(非正規除く)が2人以上など 限度額 雇用促進税制とオフィス減税合わせて当期法人税額等の20%	

*オフィス減税と雇用促進税制の同一年度における併用は不可。ただし、雇用促進税制の上乗せ措置についてはオフィス減税との併用可。

県 税					
事業税		不動産取得税		県固定資産税(大規模償却資産)	
移転型	拡充型	移転型	拡充型	移転型	拡充型
課税免除(3年間)		課税免除	不均一課税	課税免除(3年間)	不均一課税(3年間)
適用要件 ①.平成27年10月8日から令和4年3月31日までの間に、地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であること ②.当該認定を受けた日の翌日以後2年を経過する日までの間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産を新設または増設すること ③.②の減価償却資産は、取得価額の合計金額が3,800万円(中小企業者等にあつては1,900万円)以上のものであること					

市 税	
固定資産税	
移転型	拡充型
課税免除(3年間)	不均一課税(3年間)
適用要件 上記、県税の要件と同じ。 ※土地については取得後1年以内に当該家屋又は構築物の建設に着手すること 不均一課税による税率 初年度分 1.4% → 1/10 第2年度分 1.4% → 1/3 第3年度分 1.4% → 2/3	

日本政策金融公庫 地域活性化・雇用促進資金融資制度

地域への経済波及効果の高い事業活動の促進、地域における雇用および地方創生に資する取組の促進などを通じ地域経済の活性化を図る中小企業者が下記の条件を満たした場合、融資制度を活用することができます。

中小企業事業	融資対象	融資利率	融資限度額、融資期間
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき都道府県知事の承認を受けた承認地域経済牽引事業計画に従って事業を行う方	設備資金 2億7,000万円まで・・・特別利率① ただし、新規開業して7年以内の方など一定の要件を満たす場合は特別利率③ 2億7,000万円超・・・基準利率 運転資金 基準利率	融資限度額 直接貸付・・・7億2,000万円 (うち、運転資金2億5,000万円) 代理貸付・・・1億2,000万円 融資期間 設備資金・・・20年以内 (うち、据置期間2年以内) 運転資金・・・7年以内 (うち、据置期間2年以内)	
			地域再生法に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた方 設備資金 2億7,000万円まで・・・特別利率③ 2億7,000万円超・・・基準利率 運転資金 基準利率

地域経済牽引事業などによる地域経済の活性化や雇用の促進を行う事業者が下記の条件を満たした場合、融資制度を活用することができます。

国民生活事業	融資対象	融資利率	融資限度額、融資期間
地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき都道府県知事の承認を受けた承認地域経済牽引事業計画に従って事業を行う方	基準利率、特別利率A,C	融資限度額 7,200万円 (うち、運転資金4,800万円) 融資期間 設備資金・・・20年以内 (うち、据置期間2年以内) 運転資金・・・7年以内 (うち、据置期間2年以内)	

詳細については、日本政策金融公庫へお問い合わせください。

和歌山県企業立地促進資金貸付制度

和歌山県の産業の振興と、雇用の安定を図ることを目的としたもので、和歌山県内に工場等の新設、増設をする際の資金の一部に関して貸付制度を活用することができます。

対象施設	貸付要件	貸付金
<ul style="list-style-type: none"> ●工場 ●試験研究施設 ●特定業種 ●物流施設 ●観光保養施設 	次のいずれの要件にも該当する中小企業者または知事が特に必要と認める者 ①知事の誘致等により工場等の新設等を行う者であること ②雇用対象地域の住民のうちから原則として5人以上または新規雇用者数の1/5以上のいずれか多い人数を操業開始後3ヶ月以内に雇用するものであること	貸付限度額 2億円(特に必要と認めた場合25億円) 貸付金利 貸付実行日の長期プライムレート×3/4(%) 貸付対象経費 設備資金(土地、建物、機械設備等) 貸付期間 10年以内(うち、据置期間2年以内) 取扱金融機関 県内に本支店を有する金融機関